

市道認定基準

(令和2年8月6日)

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づく市道の認定について、必要な事項を定め適正な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公道

道路法第3条に規定する一般国道（以下「国道」という。）、県道及び市道をいう。

(2) 自転車専用道路等

道路法第48条の13に規定する自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路をいう。

(3) 公共施設等

設置又は管理主体が公共団体である公共空地（公園、緑地、広場、墓園等）及び公共の福祉の増進を目的とし、直接市民の利用に供されている公共的施設（学校、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設等）をいう。

(4) 開発行為等により築造された道路

都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、土地改良法（昭和24年法律第195条）、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）等の法令に基づき、道路管理者との協議を経て築造され、かつ市に帰属される道路をいう。

(5) 農道等

地域の生活道路として一般交通の用に供している農道、里道及び堤防天端等の公共物をいう。

(6) 市有道路等

国、県及び市が所有し、一般の通行に何ら制限を設けていない道路をいう。

(7) 私有道路等

第1号、第2号、第4号から第6号まで以外の道路で、地域の生活道路として一般交通の用に供している道路をいう。

(基本要件)

第3条 市道に認定しようとする道路（以下「対象道路」という。）は、一般交通の用に供することを目的とするものでなければならない。

- 2 対象道路は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 市、県及び国の事業により新設又は改良する道路。ただし、道路管理者以外の者が新設又は改良する道路にあつては、道路管理者と帰属又は管理移管の協議を経たものであること。
 - (2) 国道、県道及び市道の路線の廃止若しくは変更又は区域の変更に伴い、市道として存置する必要がある道路
 - (3) 開発行為等により築造された道路
 - (4) 農道等
 - (5) 市有道路等
 - (6) 私有道路等
- 3 対象道路の接続状況は次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 路線の両端が公道に接続している道路であること。
 - (2) 路線の一端が公道に、他端が農道等又は市有道路等に接続している道路であること。
 - (3) 路線の一端が公道に、他端が公共施設等に接続している道路であること。
 - (4) 路線の一端が公道に接続している循環状道路であること。
 - (5) 都市計画法第29条に基づき、道路管理者との協議を経て築造された道路(以下「開発道路」という。)で、路線の少なくとも一端が公道に接続している道路及びその枝線であること。
 - (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に基づき、道路の位置の指定を受けている道路(以下「位置指定道路」という。)で、路線の少なくとも一端が公道に接続している道路及びその枝線であること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、利用状況及び公共の見地から市長が必要と認める道路。

(利用状況)

第4条 対象道路は、不特定多数の人及び一般車両(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路においては自転車)の通行の用に供するものであること。また、私有道路等の利用状況は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、公共の見地から市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市街化区域内においては、対象道路に2戸以上の自己用住宅の出入口が面しており、1年以上にわたり一般交通の用に供されているものであること。
- (2) 市街化区域外においては、対象道路に5戸以上の自己用住宅の出入口が面しており、1年以上にわたり一般交通の用に供されているものであること。

(構造)

第5条 対象道路は安全かつ円滑な交通を確保できる構造を備えているものとし、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、地形の状況その他の特

別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 自転車専用道路等においては、その構造を定める基準に基づいた幅員、構造を備えていること。
- (2) 国道、県道及び市道の路線の廃止若しくは変更又は区域の変更に伴い、市道として存置する必要がある道路は現状の幅員、構造とする。
- (3) 開発道路は、開発許可を受けた際の幅員、すみ切り及び転回広場（設置が必要な場合）等の構造を備えていること。
- (4) 位置指定道路は、指定の際の幅員、すみ切り及び転回広場（設置が必要な場合）等の構造を備えていること。
- (5) 私有道路等（開発道路及び位置指定道路を除く。）は、下記ア又はイのいずれか一方に該当するものであること。なお、対象道路が2路線以上の市道として認定される場合も同様とする。
 - ア 対象道路の全体が、開発道路の技術基準に準じた幅員、すみ切り及び転回広場（設置が必要な場合）等の構造を備えていること。
 - イ 対象道路の全体が、位置指定道路の技術基準に準じた幅員、すみ切り及び転回広場（設置が必要な場合）等の構造を備えていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対象道路の幅員は6.0メートル以上とし、交通量がきわめて少なく地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合は、4.0メートル以上とすることができる。

（施 設）

第6条 対象道路は、次の各号に掲げる施設等を備えているものでなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 路面の排水処理ができる施設があり、その排水は公共用地を経由して公共の排水施設に流下されていること。
- (2) 路面が舗装されていること。
- (3) 地形の状況により、必要に応じて、道路を保護するための擁壁または法面を有すること。
- (4) 安全かつ円滑な交通を確保するために必要な道路の付属物が設けられていること。
- (5) 縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ないと認める場合は12パーセント以下とすることができる。
- (6) 前各号に定めるもの及びその他の施設については、道路管理上支障のない構造を備えていること。

（道路の敷地）

第7条 対象道路の敷地は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。ただし、

特別の理由により市長がやむを得ないと認めるものはこの限りでない。

- (1) 市に寄附するものであること。ただし、市が権原を有しているもの、占用許可を取得しているもの又は国県用地の使用協議が整っているものを除く。
- (2) 道路敷地には所有権以外の権利（抵当権、地上権等の物権及び賃貸借等の債権をいう。）の設定がされていないこと。
- (3) 道路敷地の地目は公衆用道路であること。
- (4) 側溝、擁壁その他の構造物若しくは境界杭又は境界標により、隣接地と対象道路の境界が明確であること。
- (5) 対象道路の敷地内に道路法第32条に規定する道路占用許可を受けることができない物件が存在しないこと。また、占用物件は、道路管理上支障のない状態であること。

(施行の細則)

第8条 この基準の施行について必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

この基準は、昭和50年9月1日から施行する。

この基準は、昭和53年12月1日から施行する。

この基準は、昭和54年8月15日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年9月21日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この基準は、施行日以後に申請受付をするものについて適用し、施行日前に申請手続を完了したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和2年8月14日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この基準は、施行日以後に申請受付をするものについて適用し、施行日前に申請手続を完了したものについては、なお従前の例による。